



No.657
3 分間
税ミナール
令和 8 年 3 月 11 日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

国税庁公表 国外財産提出件数・財産総額が過去最高水準に

国税庁は令和 6 年分の国外財産調書の提出状況を公表しました。令和 6 年分の提出件数は 1 万 4,544 件となり、前年より 1,301 件増加しました。提出件数の増加率は 9.8%で、制度開始以来増加傾向が続いています。総財産額は 8 兆 1,945 億円で、前年の 6 兆 4,897 億円から 1 兆 7,048 億円増加しました(増加率 26.3%)。

国外財産調書制度は、12 月 31 日時点で国外財産の合計額が 5,000 万円を超える居住者に提出義務が課せられているもので、財産の種類や数量、価額などを記載し翌年 6 月 30 日までに所轄の税務署に提出する必要があります。

令和 6 年分の提出状況を国税局別に見ますと、東京国税局が提出件数 9,262 件で提出件数全体の 63.7%を占め、総財産額では 6 兆 6,047 億円と財産総額全体の 80.6%に達しました。大阪国税局は 2,094 件(同 14.4%)、財産総額 7,200 億円、名古屋国税局は 933 件(同 6.4%)、財産総額 3,005 億円で、その他の国税局が 2,255 件(同 15.5%)、財産総額 5,694 億円となっています。

財産の種類別の内訳では、有価証券が最も多く 5 兆 4,817 億円で総財産額の 66.9%を占めました。次いで預貯金 8,817 億円(同 10.8%)、建物 5,397 億円(同 6.6%)、貸付金 2,618 億円(同 3.2%)、土地 1,686 億円(同 2.1%)、その他の財産 8,611 億円(同 10.5%)となっています。(※国税庁・注) 四捨五入の関係により、財産総額と局別の合計額、及び財産の種類別の合計額は一致せず、また、構成比の合計は 100%にはなりません。

また、制度の適正な運用を確保するため、調書記載の国外財産に関する所得税・相続税の申告もれがあった場合に適用される加算税の軽減措置、および調査未提出、または調査に記載のない国外財産について所得税・相続税の申告漏れがあった場合に適用される加重措置が設けられています。令和 6 事務年度における実地調査では、軽減措置が 221 件で調査による所得の増減差額金額 57 億円、加重措置が 366 件で同 170 億円となりました。

国税庁は今後も制度の周知・広報や文書照会などを通じ、国外財産調書の適正な提出を確保し、国外財産に係る課税の適正化を図るとしています。

* 詳細は以下の資料をご覧ください

「令和 6 年分の国外財産調書の提出状況について(国税庁) 令和 8 年 1 月」

<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0026001-057.pdf>

